

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 161

2016.3・4

主な内容

- ◆ 平成28年度税制改正大綱
- ◆ 税務署からのお知らせ
- ◆ 新入会員のご紹介

平成28年度 税制改正大綱

法人税率20%台への引き下げ、 消費税に軽減税率の導入盛り込まれる

政府は、平成27年12月24日に平成28年度税制改正大綱を閣議決定しました。

平成28年度には、法人実効税率が29.97%となり、成長志向の法人税改革が実現しつつあります。また、社会保障の充実・強化を実現するために、平成29年4月の消費税率10%への引き上げと同時に、低所得者への配慮として軽減税率を導入することが盛り込まれました。

法人税関係

■法人実効税率のさらなる引き下げ

昨年に引き続き、法人実効税率がさらに引き下げられます。法人税の税率が、平成28年4月1日以後に開始する事業年度については、現行の23.9%から23.4%に引き下げられ、さらに、平成30年4月1日以後開始する事業年度については、23.2%まで引き下げられます。地方税を含めた法人実効税率は平成28年度には、目標とされていた20%台に到達します。

■外形標準課税の拡大

大法人(資本金1億円超の法人)の外形標準課税については、所得割を縮小、資本割と付加価値割の割合が増加します。なお、所得割が縮小されることにより、所得割に対する地方法人特別税率が引き上げられます。基本的には内訳の変更ですが、所得割の縮小に伴い、赤字法人に対する税負担が増すことになります。

■減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物について、定率法を廃止し、定額法が採用されることになりました。なお、鉱業用の建物、建物附属設備及び構築物については、定額法又は生産高比例法の選択が認められます。

■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人(資本金1億円超の法人)の控除限度額について、平成27年度改正において、段階的に引き下げられることになっていましたが、その取扱について下記のとおり変更となりました。なお、中小法人等については、従来通り

控除限度額の制限は適用されません。

- ・平成27年4月から平成28年3月までに開始する事業年度 65% ⇒ 65%
- ・平成28年4月から平成29年3月までに開始する事業年度 65% ⇒ 60%
- ・平成29年4月から平成30年3月までに開始する事業年度 50% ⇒ 55%
- ・平成30年4月以後開始する事業年度 50% ⇒ 50%

また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年から10年に延長される措置については、施行時期が1年遅れ、平成30年4月以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

■生産性向上設備投資促進税制の廃止

非常に多く利用されてきた生産性向上設備投資促進税制は、平成29年3月31日に取得された資産までで、制度が廃止されます。また、即時償却と税額控除率の上乗せ措置について、平成28年3月31日までとされている適用期限は延長しないこととされました。

■企業版ふるさと納税制度の創設

地方再生法の改正を前提として、青色申告法人が、平成32年3月31日までに、地方再生法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業に関連する寄付金を支出した場合に、法人税の5%を上限として一定の税額控除が受けられます。

所得税関係

■空き家に係る譲渡所得の特別控除制度

相続の開始の直前に被相続人の居住の用に供されていた一定の家屋及び、その敷地の

用に供されていた土地等を、相続により取得した個人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までに、一定の要件で譲渡した場合には、居住用の財産の譲渡所得の3千万円の特別控除が適用されます。

■住宅の三世同居改修工事等に係る特別控除制度

所有する居住用の家屋について一定の三世同居改修工事を含む増改築をして、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に、居住の用に供した場合に、ローン残高に応じた税額控除又は自己資金で増改築した場合の税額控除が適用されます。

■セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行い、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己及び生計を一にする親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入した場合に、その年中に支払った対価の額の合計額が1万2千円を超える時は、その超える部分の金額(上限8万8千円)について、その年分の総所得金額等から控除されます。

なお、一定の取組とは、特定健康検査、予防接種、定期健康診断、がん検診等であり、一定のスイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品です。

消費税関係

■消費税率の軽減税率制度の導入

消費税率の軽減税率制度が、平成29年4月1日から導入されます。軽減税率は、現行の消費税率と同じ8%であり、対象品目は下記の通りです。

- ①飲食物品(食品表示法に規定する食品で酒税法に規定する酒類を除きます。また、外食サービスは除きます。)
- ②定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

■適格請求書(インボイス)保存方式の導入

平成33年4月1日から適格請求書保存方式が導入されます。仕入税額控除の要件として適格請求書の保存が必要となります。

適格請求書とは、適格請求書発行事業者の

登録番号、適用税率、消費税額等の一定の事項が記載された請求書、納品書等の書類です。

適格請求書を交付するためには、適格請求書発行事業者の登録が必要で、平成31年4月1日から申請できます。なお、免税事業者は、適格請求書発行事業者として登録できません。適格請求書を発行する必要がある場合は、課税事業者を選択して、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

■適格請求書等保存方式導入までの措置

課税仕入が軽減税率対象品目である場合は、帳簿にその旨を記載します。また、軽減税率対象品目に係る請求書には、軽減税率対象品である旨と税率が異なるごとに合計した対価の額を記載する必要があります。

その他

■クレジットカード納付制度の創設

国税の納付手続について、クレジットカードによって納付することができるようになります。この場合に、クレジット会社が、委託を受けた日に納付があったものとみなして、延滞税、利子税が計算されます。なお、クレジットカードの利用手数料は、納税者の負担となります。

■マイナンバーの記載対象書類の見直し

マイナンバーを記載しなければならないこととされていた所得税の青色申告承認申請書、消費税簡易課税制度選択届出書、給与所得者の扶養親族申告書、退職所得申告書など多くの書類にマイナンバーの記載が不要となります。

■固定資産税の軽減措置

中小企業の生産性向上に関する法律の制定を前提に、平成31年3月31日までに、認定生産性向上計画に記載された生産性向上設備のうち一定の機械及び装置を取得した場合は、固定資産税の課税標準を最初の3年間は2分の1とする措置が講じられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

働き方の多様化は、新たな正社員像を生む

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

働き方の多様化は、時代の流れ

最近是非正規労働の問題もあり、短時間勤務など働き方の改革がクローズアップされてきている。人事、賃金、能力開発すべてにわたる改革は社員のやる気を起こすことを書いたが、働き方というのもやる気に直接響く施策である。働き方の多様化は社会の流れの変化によるものだ。かつて国民のスポーツ志向は野球だったが、特に巨人軍の管理野球は大量生産型の社会にはうってつけで、社員が同じ時間に同じ場所で同じ作業をすることが一番効率的だった。しかし、社会が成熟化し、価値観が多様化してくると、製品も多品種少量生産することになり、人の働き方も生活ニーズから選択できることが求められるようになった。

社員のわがまを実現した会社

高齢者雇用の事例には現在起きている雇用問題を先行して解決している会社が多い。働き方を含めてもっとも先進的なモデルを示してくれたのが、栃木県烏山町にあるN精機製作所である。オートバイの部品などを製造している70人ほどの会社で、「人は人らしい仕事をする、機械は機械らしい仕事をする」というコンセプトの下で、機械の使いやすさ、勤務体系、賃金、教育などすべてにわたり快適に仕事ができる環境づくりを徹底して行った。この改革を行った当時の志村栄一社長は、「人のポジションが決まっても、攻撃、守りには一人ひとりがフレキシブルに役割を果たすサッカーチーム型の、個性と創造性が生きる組織をめざした」という。この組織を支える制度としての勤務体系も、日

数と時間を組み合わせた10種類ほどのなかから社員が選択できる。賃金も、生活ニーズに応じて、月給、日給、時間給、年俸制の支払いメニューがある。「経営者もわがまま、社員もわがまま、会社はそれを実現する場なのだ」と社長はいった。

短時間正社員、業務限定正社員など

働く側が働き方を選択できる制度を導入した事例として、大型のスーパーで夜間の店長に高齢者を採用して夜間営業ができるようにしたり、土曜日、日曜日の仕事を「土日社員」として地域の高齢者を採用してものづくりのコンビニファクトリーを実現した岐阜県のK製作所の事例がある。この多様な働き方は、高齢者対策ばかりではなく、多様な正社員モデルを生みだすのではない。たとえば「短時間正社員」、あるいは「残業なし正社員」、全国展開のスーパーでみられる「地域限定正社員」も考えられるし、特定の業務について採用される「業務限定社員」なども可能性が高い。高齢化、男女参画共同社会、ワークライフバランスといわれる社会にあっては、あらゆるものの多様化が必要になる。

【筆者紹介】

長嶋 俊三（ながしま・しゅんぞう）

1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より（財）高年齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊）、『エージェレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。

税務署からのお知らせ

平成28年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇受験資格

1. 昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの者
2. 平成7年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◇申込手続

1. インターネット申込み（原則、インターネット申込みとなります。）
 - (1) 受付期間 平成28年4月1日(金) 9時～平成28年4月13日(水)〔受信有効〕
 - (2) 受験案内（インターネット申込用）交付期間 平成28年2月1日(月)～平成28年4月13日(水)
 - (3) 受験案内（インターネット申込用）交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
(注)人事院ホームページからもダウンロードすることができます。[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
2. インターネット申込みができない場合（受験申込書を郵送又は持参）
 - (1) 受付期間 平成28年4月1日(金)～平成28年4月4日(月)〔平成28年4月4日(月)までの通信日付印有効〕
 - (2) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付期間 平成28年2月1日(月)～平成28年4月4日(月)
 - (3) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）

◇試験日 第1次試験 平成28年5月29日(日)

第2次試験 平成28年7月12日(火)～平成28年7月20日(水)のうち指定された日時

(注)詳細については、お気軽に日野税務署 総務課 阿部までお尋ねください。(TEL 042-585-5661 内線202)

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



東法連特定退職金共済制度

東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-11-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・
お問い合わせは

TKK

公益 東法連特定退職金共済会
財団法人

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>

新春講演会・新年賀詞交歓会、 税に関する絵はがきコンクール表彰式を盛大に開催

平成28年の年明けを祝って、恒例の新春講演会並びに新年賀詞交歓会が1月7日京王プラザホテル多摩において、盛大に開催されました。新春講演会では、前TBSテレビ解説室長の杉尾秀哉氏を講師に迎え、「2016年政治と経済の展望」と題し講演いただきました。



講演する杉尾秀哉氏



多数の会員、市民が聴講に

引き続き行われた新年賀詞交歓会には、来賓として田村円日野税務署長、黒澤勲八王子都税事務所副所長、大坪冬彦日野市長、阿部裕行多摩市長、高橋勝浩稲城市市長他関係官庁、税理士会をはじめとする税務関係団体、厚生制度受託会社など多数を迎え、会員と合わせて180名が出席しました。

また、新春講演会終了後、第6回税に関する絵はがきコンクール表彰式を開催、入賞された小学生に賞状と記念品が岩田会長から贈られました。



新年の挨拶をする岩田会長



田村日野税務署長



黒澤八王子都税事務所副所長



大坪日野市長



阿部多摩市長



高橋稲城市市長

第6回 税に関する絵はがきコンクール表彰



日野法人会長賞の
中村 絵さん
日野市立豊田小学校2年



入賞された小学生

第6回 税に関する絵はがきコンクール作品展示

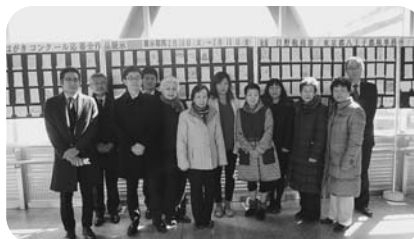
昨年8月に実施した女性部会主催の第6回税に関する絵はがきコンクールの応募作品（368作品）を高幡不動駅構内、日野市役所ロビー等に展示しました。



高幡不動駅南北自由通路



日野市役所1Fロビー



展示作業にご協力いただきました

確定申告会場へ花鉢を提供

女性部会では、2月5日日野税務署の確定申告会場へ花鉢を提供しました。



大木女性部会長から田村署長へ

法人税・消費税講座で 申告書の書き方を学ぶ

法人税・消費税の申告書の書き方をテーマとした「法人税・消費税講座」が、3月2日、3日の2日間にわたり多摩信用金庫高幡不動支店を会場に開催されました。講師の日野税務署の大久保審理担当上席に、詳しく解説いただきました。



講師の大久保上席



TPPの大筋合意の概要を解説する松重部長

TPP協定に関するセミナー

研修厚生委員会担当によるTPP協定に関するセミナーが、2月24日多摩信用金庫高幡不動支店において開催されました。講師に東京税関総務部長の松重友啓氏を招き、平成27年10月に大筋合意され、今後、巨大な経済圏が誕生することとなるTPP協定（環太平洋パートナーシップ協定）の概要等について講演いただきました。

日野市長、多摩市長を講師にそれぞれ講演会



テーマ 日野市の貧困問題について
講師 日野市長 大坪 冬彦氏

日野市長講演会
2月29日
富士電機能力開発センター



テーマ 地方創生時代と多摩市の未来
講師 多摩市長 阿部 裕行氏

多摩市長講演会
2月5日
多摩アカデミーヒルズ

マイナンバー制度と労務管理を テーマに青年部会セミナー

青年部会では、2月24日多摩アカデミーヒルズを会場に「マイナンバー制度と労務管理」をテーマに、社会保険労務士の飯島文彦氏を講師に招き経営セミナーが開催されました。



講演する飯島社労士

会員交流ボウリング大会 — 青年部会 —

青年部会では、2月9日会員相互の親睦と交流を目的に永山コパボウルにて、会員交流ボウリング大会が開催されました。



ボウリングでリフレッシュ

管内小学校で租税教育出前授業 — 青年部会 —

青年部会では、管内の小学校において「税金とは何か？」をテーマに、消費税を中心にDVDやパネルを使用しながら、税金のしくみや税金の大切さの授業を行いました。

出前事業実施校

- 12月21日 稲城市立長峰小学校 6 学年 1 ～ 3 組
- 1 月20日 日野市立日野第三小学校 6 学年 1 ～ 2 組
- 1 月23日 日野市立中田小学校 6 学年 1 ～ 2 組
- 1 月23日 日野市立夢が丘小学校 6 学年 1 ～ 2 組
- 1 月27日 多摩市立豊ヶ丘小学校 6 学年 1 ～ 2 組
- 1 月27日 多摩市立多摩第二小学校 6 学年 1 ～ 4 組
- 1 月28日 稲城市立稲城第一小学校 6 学年 1 ～ 3 組
- 1 月29日 日野市立豊田小学校 6 学年 1 ～ 3 組
- 2 月17日 多摩市立西落合小学校 6 学年 1 ～ 2 組



青年部会の役員が持ち回りで講師に

各支部でマイナンバー制度セミナー

日野税務署大久保審理担当上席を講師に招き、マイナンバー制度の概要について、やさしく解説いただきました。



日野地区第 9 ～ 10 支部
1 月19日 多摩信用金庫高幡不動産支店



稲城地区第 2 支部
2 月22日 押立ふれあいセンター

テーマ別研修会 — 源泉部会 —

源泉部会では1月27日多摩市健康センターを会場にテーマ別研修会が開催されました。

- 第 1 講座 毎月の給与の源泉徴収について ほか
講 師 日野税務署法人課税第一部門源泉担当
関口上席
- 第 2 講座 60歳以降の雇用保険・年金等について
講 師 特定社会保険労務士 菅沼真奈美 氏



やさしく解説する菅沼社労士

新入会員のご紹介

平成27年 4 月～

法 人 名	住 所	連絡先TEL	業 種	支部データ
日野インシュアランス(株)	日野市日野本町 2 丁目8-2 リンクスワンビル102	042-514-9145	金融・保険業	日野地区第 1 支部所属
(株) S D I	日野市新町 4 丁目6-17 Mickey House A号室	042-507-5664	宝飾ディスプレイのリース・ 運搬、運送業	日野地区第 2 支部所属
合同会社 ジョイン	日野市大坂上 3 丁目11-1 12-101	042-587-3315	販売業	日野地区第 3 支部所属
森のかくれんぼ	日野市大坂上 1 丁目30-26 ラポートビル302	042-584-2033	飲食業	日野地区第 3 支部所属(賛助 会員)
(有)コマツサポートサービス	日野市日野台 1 丁目3-10	042-584-0330	卸売・小売業 自動車小売業	日野地区第 3 支部所属
(有)小島設備工業所	日野市日野台 2 丁目9-10	042-585-0538	給排水衛生設備	日野地区第 3 支部所属
(株) 丸 文 商 店	日野市多摩平 5 丁目18-9	042-581-1253	酒・調味料	日野地区第 4 支部所属
ガレージ Fly hands	日野市川辺堀之内135-4	042-583-6851	車関係	日野地区第 7 支部所属(賛助 会員)
理 容 ト ヨ ズ ミ	日野市高幡711-3	042-591-2596	理容	日野地区第10支部所属(賛助 会員)
株URVプランニングサポーターズ	日野市三沢 2 丁目18-5	042-594-2445	経営コンサルティング業・ 不動産運営支援事業	日野地区第11支部所属
エ ン ジ ュ の 木	日野市落川467-2 ハビーハイッ百草園103		木材・建材の販売	日野地区第12支部所属(賛助 会員)
(株) 薫 興 業	日野市百草102-1 ガーデンビュー熊沢102	042-594-2982	建設業	日野地区第12支部所属
(株) 泉 不 動 産 管 理	日野市新井865-3 フェニックス 3	042-591-3666	不動産業	日野地区第13支部所属
(有) 石 坂 商 店	日野市日野769	042-581-0024	酒・調味料	日野地区第13支部所属
スナックはっぴい	日野市日野1077-119	042-583-2222	飲食業	日野地区第13支部所属(賛助 会員)
(有)永信タイヤ商会	日野市宮329	042-581-9208	自動車・オートバイ	日野地区第13支部所属
土 建 小 林	日野市万願寺 2 丁目23-1	042-587-4337	鳶	日野地区第13支部所属(賛助 会員)
(株) 大 塚 油 司	小平市天神町 4 丁目29-3	042-341-0441	石油製品販売・LPガス販 売・ガス配管工事等	日野地区第13支部所属
G.M.オートガレージ	日野市新井797-15	042-591-3798	自動車整備・販売	日野地区第13支部所属(賛助 会員)
(株) イ ー グ ル	羽村市富士見平2-1-5	042-554-4739	自動車販売	日野地区第13支部所属(賛助 会員)
(有) ユ ニ ー ク	日野市日野1018-2	042-586-9178	空調工事	日野地区第14支部所属
(株)グッドフェロー	日野市日野7773-559	042-589-2155	広告・デザイン	日野地区第14支部所属
司法書士むさし中央法務事務所	立川市柴崎町 3 丁目10-22 コージビルⅡ 4 階	042-512-8600	司法書士・行政書士	多摩地区第 2 支部所属(賛助 会員)
(株) シ ー ーズ	多摩市和田86-11	042-315-3115	ネットショップ(天然石 ビーズジュエリー・絵画)	多摩地区第 3 支部所属
武田 建 設 工 業(株)	多摩市落合 1 丁目24-4-101	042-310-3705	建設業	多摩地区第 5 支部所属
(有)トランジスタ東京	多摩市永山 6 丁目12-11-1F	042-201-6376	電気工事・消防施設工事・派遣業	多摩地区第 6 支部所属
(株) T R U S T	多摩市諏訪 1 丁目48-17 T・Oビル1F	042-373-2222	建設業	多摩地区第 6 支部所属
(株) 桜 ケ 丘 式 典	多摩市関戸 6 丁目6-16	042-357-8088	葬祭業	多摩地区第 9 支部所属
(株)アン・プロモーション	多摩市桜ヶ丘 2 丁目42-12	042-389-6278	広告代理及び印刷業	多摩地区第 9 支部所属
多 摩 信 用 金 庫 稲城矢野口支店 開設準備室	稲城市矢野口215	042-379-3451	信用金庫	稲城地区第 1 支部所属
(株) アルファ美術	稲城市矢野口342	042-378-5049	造形物・装飾物・小道具の製作	稲城地区第 1 支部所属
日本住宅(株)東京支店	稲城市東長沼2000	042-370-0510	住宅の企画・立案・設計・ 施工・住宅販売	稲城地区第 2 支部所属
(株) 則 定 工 業	稲城市平尾 1 丁目47-36	042-350-3596	建設業	稲城地区第 3 支部所属
(株) 榎 本 造 園	稲城市若葉台 1 丁目17-1	042-331-2492	造園土木・設計・施工・管理	稲城地区第 3 支部所属
一般社団法人 秀友会	新宿区西新宿4-15-1-502	03-5333-0178	各種コンサルティング	管外会員
(株) N A T T Y	立川市曙町2-5-17 イノタケビル 9 階903	042-521-6588	バンケット派遣業	管外会員
(有)クリーンクリーン	川崎市宮前区平2-12-9-101	044-982-3699	内装業	管外会員
立川グランドホテル	立川市曙町2-14-16	042-525-1121	ホテル業	管外会員
龍 花	三鷹市中原1-7-35	03-3309-0666	パーティコンパニオン	管外会員 (賛助 会員)

ふれあいコーナー

掲載無料

企業PR、新商品の紹介等にご利用下さい。
掲載ご希望の方は事務局まで。

建築防護管対応業務・鳥害対策業務 安全装備品耐圧試験対応業務



多摩電工メンテナンス株式会社

〒191-0065 東京都日野市旭が丘3-1-10

☎ 042-581-5441

FAX 042-581-5442



〈日野地区 第6支部所属〉

任せて安心！
安い・速い・きれい

信頼と実績の**地元企業**

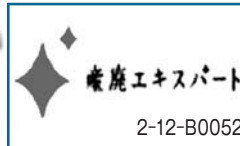
TKKグループ
多摩興運(株) 本社
多摩市南野1-2-3
多摩エコ・ステーション
新東京民間救急センター

お部屋と遺品の整理

☎ **0120-532-415**

多摩興運(株)

〈多摩地区 第3支部所属〉



3月30日(水)
稲城矢野口支店
オープン

3月30日(水)／31日(木)
**オープン
感謝デー
開催**



お客さまの幸せづくり
たましん



**リスル
RISURU**

リスルはたましんのイメージキャラクターです
©2003,2016 SANRIO CO.,LTD. APPROVAL NO.G553334

**ひかり輝く未来づくりを
地域とお客さまとともに。**

—— わたしたちたましんは、
多摩を活動地域とする
地域金融機関として、
多摩の地域社会の未来のために、
総合的・積極的にサポートしています。

多摩信用金庫
稲城矢野口支店開設準備室
TEL 042-379-3451

〈稲城地区 第1支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

3月23日(水) 9:30	決算法人説明会(3月決算法人)	パルテノン多摩4階第1会議室
13:30	決算法人説明会(3月決算法人)	//
27日(日) 11:00	稲城地区第2支部 バーベキュー大会	京王フローラルガーデン アンジェBBQ
4月 3日(日) 9:00	せいせき桜まつり出展	九頭龍公園内
14日(木)	女性部会一泊見学研修会 ~15日	福島方面
20日(水) 14:00	新設法人説明会	日野税務署3階会議室
21日(木) 14:00	決算法人説明会(4月決算法人)	//
5月10日(火) 16:00	源泉部会 講演会・報告会	京王クラブ3階
18日(水) 14:00	決算法人説明会(5月決算法人)	日野税務署3階会議室
24日(火) 15:00	第6回通常総会	多摩アカデミーヒルズ

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)

第6回 通常総会のお知らせ

日時：5月24日(火)
午後3時

場所：桜美林大学
多摩アカデミーヒルズ

※通常総会のご案内、総会議案書は、
5月上旬にご送付いたします。

広報誌「ふれあい」 に折込チラシを 同封しませんか

会員の皆様にお届けする
広報誌「ふれあい」と一緒
に折込チラシを同封いたし
ます。

配布は年6回、配布数は
日野市、多摩市、稲城市の
会員企業約1,600社です。
封入費用は、1回あたり
2万円です。詳細は事務局
までお問い合わせください。

法人会の法律相談 (東京法人会連合会)

法律全般
(相続等会社業務以外の相談も可)

1時間まで無料
お気軽に
どうぞ!!



○詳細は、事務局までお問い合わせ下さい。
☎ 042-593-9900

消費税期限内納付 推進運動 実施中!



消費税の期限内
納付を忘れずに。



- ✓ 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- ✓ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。

消費税には
申告・納付期限^(※2)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- ✓ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ✓ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)
に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

編/集/後/記

会員の皆様におかれましては年度末を迎え、さぞお忙しい日々をお過ごしのことと思います。先日、ネットを見ていると生活保護を受けている世帯が、去年の12月時点でおおよそ163万4,000世帯となり過去最多を更新し、その内訳として65歳以上の高齢者世帯が増加し80万5,723世帯と半数を占め、ますます増加傾向にあるとの事。今後の事を考えるとより税金の使い道をしっかり精査していく必要があり、法人会としての役割は大切だと再認識しました。

広報委員 山本 一隆

表紙 紹介

しびれこ
四尾連湖畔の桜 山梨県市川三郷町 南アルプス連山にある四尾連湖は、四つの尾を連ねた竜の神様が住んでいるという伝説のある湖。湖畔を彩る桜は水面に映る姿は美しく、時が経つのも忘れてしまうほど。また、標高800mにあることから、ハイキングや登山者にも人気のスポットであり、キャンプやバードウォッチングなど自然と触れ合うには格好の場所です。(写真 広報委員 加藤 善巳)

JR南武線・稲城長沼駅から徒歩5分ほどに立地する^{あおい}青渭神社。創建の年代は不詳ですが、弘仁年中（810～824年）の創立といわれ、延長5（927）年にまとめられた全国の神社一覧「延喜式神名帳」に記載されている格式のある古社です。

この辺りは多摩川の氾濫原であったことから、昔は大きな青い沼があって、その神霊を祀ったことが神社の起源とされ、「大沼明神」「青沼大明神」とも称されていました。祭神は、農耕や生活に霊験あらたかな青渭神と、猿田彦命、天鈿女命が祀られています。

毎年10月第一日曜日に斎行される例大祭には、天狗と三頭の獅子による三匹獅子舞「青渭獅子」が奉納され、多くの見物客が訪れています。

天狗（猿田彦命を表す）を先頭に、雄獅子（武州御嶽山・御嶽神社の神を表す）、求獅子（相州大山・大山阿夫利神社の神を表す）、女獅子（青渭神を表す）が、京の都を出て江戸まで旅をして、青渭神社で五穀豊穡・天下泰平の舞を踊るという道中記で、天狗と獅子がケンカをしたりお酒を飲んだりしながら、笛方・法螺方・唄方の囃子にのって約1時間ほど舞います。

「三匹獅子舞」は東日本に広く見られ、東京では西部地域に多く存在したそうです。稲城市内でも4か所で伝えられていましたが、現在はこの青渭神社と矢野口の穴澤天神社に残るのみとなりました。永く受け継がれているのも、地域の人々の地道な取り組みと、芸能の女神といわれる天鈿女命のご加護の賜物でしょう。（原稿の作成にあたって、稲城市webサイト、青渭神社及び郷土史家・進藤重孝氏の資料を参考にさせていただきました）



▲青渭獅子の天狗



▲豪快な舞いにチビっ子たちも釘付け



▲例大祭では、恒例の地元住民による劇団「青渭ざ」の芝居が上演されます



▲神社の石垣には、「ガンダム」や「タイムボカン」などのメカニックデザイナー・大河原邦男さん（東長沼在住）が奉納したものもあり、マニア必見となっています